

1 計画改定の経過等

平成25年 4月	福島第一原発事故を教訓とし、国の原子力災害対策指針を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、地域防災計画（原子力災害編）を策定
平成26年 5月	国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、緊急時モニタリングセンターの導入、安定ヨウ素剤の予防服用体制、EAL（緊急時活動レベル：発電所の状態で緊急事態を判断する基準）の再設定、被ばく医療体制等を加え、地域防災計画（原子力災害編）を改定
今回	国の原子力災害対策指針等が改正されたことから、地域防災計画（原子力災害編）の再改定（県避難計画要綱の改定含む）について、県防災会議原子力災害対策部会において審議を行うもの

2 国の原子力災害対策指針改定(H27.4.22)のポイント

(1) 原子力災害対策重点区域の範囲はPAZとUPZの2つ

【UPZ外で屋内退避を実施する具体的な範囲】
 専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断する

PAZ：原子力施設～概ね5km
 UPZ：概ね5km～概ね30km
 PPA：UPZの範囲外 → 今回、国指針から削除

(2) UPZにおいては、安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備

【UPZ外のプルーム通過時における防護措置】
 UPZ外のプルーム通過時における防護措置として、安定ヨウ素剤の服用は、効果的に実施可能な防護措置とは言えない

〈理由〉

- ・安定ヨウ素剤は、服用のタイミングにより、その効果が大きく異なる
- ・プルーム通過時の防護措置を実施する範囲や安定ヨウ素剤服用のタイミングの正確な把握は困難
- ・プルーム到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られない恐れがある

(3) 避難や一時移転の実施にあたって、SPEEDI等による予測は活用しない

【避難等の実施判断】
 予測手法やその精度如何にかかわらず、予測結果に基づいて避難等を判断する場合と比べて、施設の状況や応急対策の実施状況、緊急時モニタリング結果等を踏まえて必要性を判断する方が、より迅速かつ的確に避難等を実施できる

3 改定(案)等のポイント

PPA (Plume Protection Planning Area)
 ・プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(1) 原子力災害対策指針改正(H27.4.22)に伴う変更

① 原子力災害対策重点区域

○ 原子力災害対策重点区域は、PAZとUPZとする。

② UPZ外における屋内退避

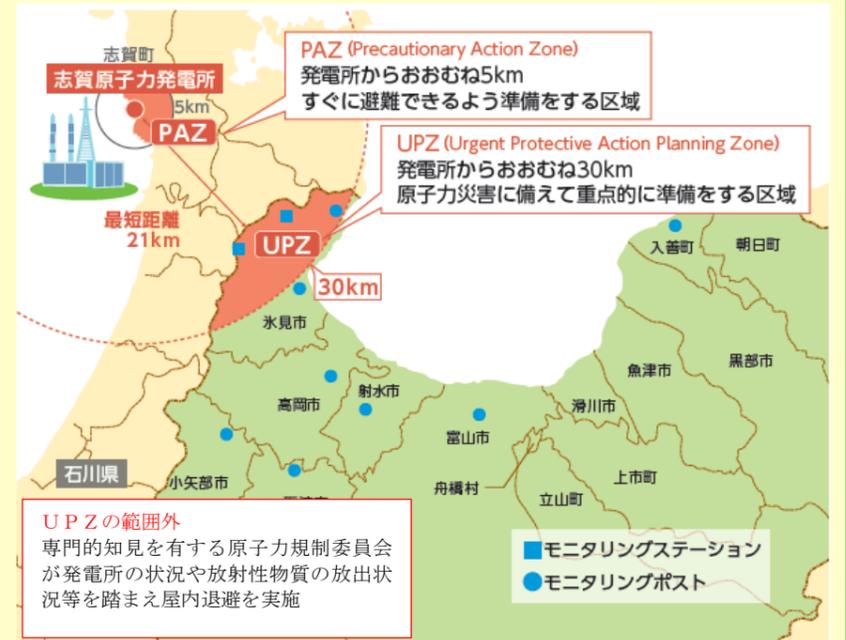
○ 原子力規制委員会が、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避の実施を判断し、国の原子力災害対策本部から県への指示に基づき、県は氷見市等に対して、屋内退避の指示を行う。

③ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備(事前対策)

○ 県及び氷見市は、住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を服用できるよう、安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄する。

④ 安定ヨウ素剤の予防服用

○ 原子力規制委員会が、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部から県への指示に基づき、県は氷見市等に対して、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を行う。



⑤施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえた避難等の判断・指示

ア 緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システム

- 緊急時モニタリングの結果は、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、OILによる防護措置の判断等のために活用する。
- 県は、国とともに緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な共有・公表が可能となる体制を整備する。

SPEEDI等の予測結果ではなく、モニタリングステーションやモニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー等の結果を踏まえて判断

イ 避難等の判断・指示

- 原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、避難や一時移転の実施の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部から県への指示に基づき、県は氷見市等に対して、避難等の指示を行う。

◆モニタリング資機材

- ・モニタリングステーション（2基）
- ・固定式モニタリングポスト（7基）
- ・可搬型モニタリングポスト（H25:2基⇒H26:4基）
- ・モニタリングカー（1台）
- ・環境放射線監視ネットワークシステムなど



可搬型放射線モニタリングポスト



モニタリングカー

⑥避難・一時移転を判断する緊急時モニタリングの値

運用上の介入レベル1 → 住民等を数時間内に避難させるための基準

- OIL1に基づく避難は、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合に、実施が必要と判断する。

500 μ Sv/h

運用上の介入レベル2 → 住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準

- OIL2に基づく一時移転は、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の値が基準値を超えた場合に、実施が必要と判断する。

空間放射線量率（1時間値）

20 μ Sv/h

空間放射線量率の変化（1時間値）＜イメージ＞

直ちに屋内退避をやめ、一時移転のために屋外で行動すると、却ってプルームからの影響を受けるおそれがある

一時移転必要
（地表面からの被ばくの継続を防ぐため）

一時移転不要

概ね1日

OIL2基準

1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目
経過日数

(2) 防災基本計画修正(H27. 3. 31)に伴う変更

① 地域原子力防災協議会の設置

- 国は原子力発電所の所在する地域ごとに関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県等の地域防災計画等に係る具体化・充実化の支援を行うこととされている。

＜参考＞地域原子力防災協議会について

- ・設置の趣旨 道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域ごとに協議会を設置
- ・設置地域 1,3地域
（泊、東通、女川、福島、東海第二、柏崎刈羽、志賀、福井エリア、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）
石川県、富山県
- ・構成員 内閣府、原子力規制庁、その他関係省庁（審議官クラス）、関係道府県（副知事等）を基本とし、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定
※関係市町村、電力事業者はオブザーバー参加が可能
- ・事務局 内閣府

- 国、県等は、同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、国の原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。



- 国、県等は、同協議会において確認した緊急時における対応に基づき防災訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に防災体制の充実を図る。



平成26年度 原子力防災訓練

(3) 県避難計画要綱の改定

UPZ圏外の取扱いについて、県地域防災計画（原子力災害編）と同様に改定【改定内容】

- UPZ外における屋内退避
- 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備（事前対策）
- 安定ヨウ素剤の予防服用
- OILによる避難・一時移転の判断基準